

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 46 回全体会合
2014 年 4 月 7 日 (月) 14:30 ~ 17:30
JICA 本部 1 階 113 会議室
議事次第

1. 開会

2. 案件概要説明 (ワーキンググループ会合対象案件)

- (1) トルコ国可変速揚水発電所建設事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (5 月 30 日 (金))
- (2) インドネシア国ジャワ高速鉄道開発事業 (協力準備調査 (有償))

3. 上記案件及び WG スケジュール確認 (別紙 1 参照)

4. ワーキンググループ会合報告および助言文書等確定

- (1) フィリピン国天然ガスパイプライン建設事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (3 月 10 日 (月))

5. その他

- (1) 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しについて

6. 今後の会合スケジュール確認他

- ・ 次回全体会合 (第 47 回): 5 月 9 日 (金) 14:30 から (於: JICA 本部)

7. 閉会

以上

トルコ可変速揚水発電所建設事業

(有償資金協力 協力準備調査)

環境社会配慮助言委員会 案件概要資料

2014年4月7日
独立行政法人国際協力機構
中東・欧州部欧州課

- 1 . 事業の背景
- 2 . 事業の概要
- 3 . 調査の概要
- 4 . 環境社会配慮の概要
- 5 . スケジュール

1 . 事業の背景

- ✓ トルコの経済成長に伴い、トルコの電力需要は1970年以来平均8%以上成長しており、2011年には最大需要で約30,000MWまで増加。
- ✓ 電源構成は石炭・石油・天然ガスの火力発電が約75%を占めており（2011年）、石炭・石油をベース供給力、天然ガスをミドル供給力、水力をピーク供給力として使用。
- ✓ 2011年時点ではベースとなる電力の需給均衡は保たれているものの、ピーク、オフピークの差は年々拡大しており、トルコ送電公社（TEIAS）によると、ピーク需要は2018年まで年率約7%ずつ増え、最終的に約55,000MWまで増加すると予測されており、2015年までにピーク需要に対応できなくなる見込み。
- ✓ なお、エネルギー自給率は30%未満（2011年）と低く、またエネルギー源である天然ガスや石油も中東やロシアからの輸入に頼っている。

1 . 事業の背景（続）

- ✓ こうした背景を受け、トルコでは今後ピーク時の電力需要対応及びエネルギー自給率の改善が重要な課題となっており、その一環としてトルコ政府は再生可能エネルギー増量を促進。特に風力発電については、2023年までに設備量20,000MW確保が目標。

- ✓ 「第九次国家開発計画(2007～2013年)」において“電力インフラの向上”が明記されている他、電力セクターの戦略ペーパーにおいても“需給バランスの改善”が掲げられている。

- ✓ 具体的には、引き続き増加が見込まれる電力需要に対し火力発電等によるベース供給力強化と同時に、より安定的なピーク時対応策として、揚水発電の導入を検討。

- ✓ 我が国の「対トルコ共和国国別援助方針」では重点分野のひとつとして「持続的経済発展の支援」を掲げており、本事業を実施することは、我が国の援助方針にも合致している。

2 . 事業の概要

< 目的 >

- ✓ 首都アンカラから約160km西に位置するエスキシェヒル県ギョクチェカヤに可変速揚水発電所を建設することにより、今後増加が予想されるピーク時電力需要へ対応すると共に、周波数維持を通じた電力系統安定化を図り、もってトルコの持続的な経済・社会の発展に寄与するもの。

< 対象地域 >

- ✓ エスキシェヒル県ギョクチェカヤ



2 . 事業の概要（続）

< 事業概要 >（詳細は協力準備調査で確認）

- ✓ 可変速揚水発電所建設（合計出力約1,400MW）
- ✓ 関連施設建設（土木構造物、鋼構造物等）
- ✓ コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理等）

< 事業実施体制 >

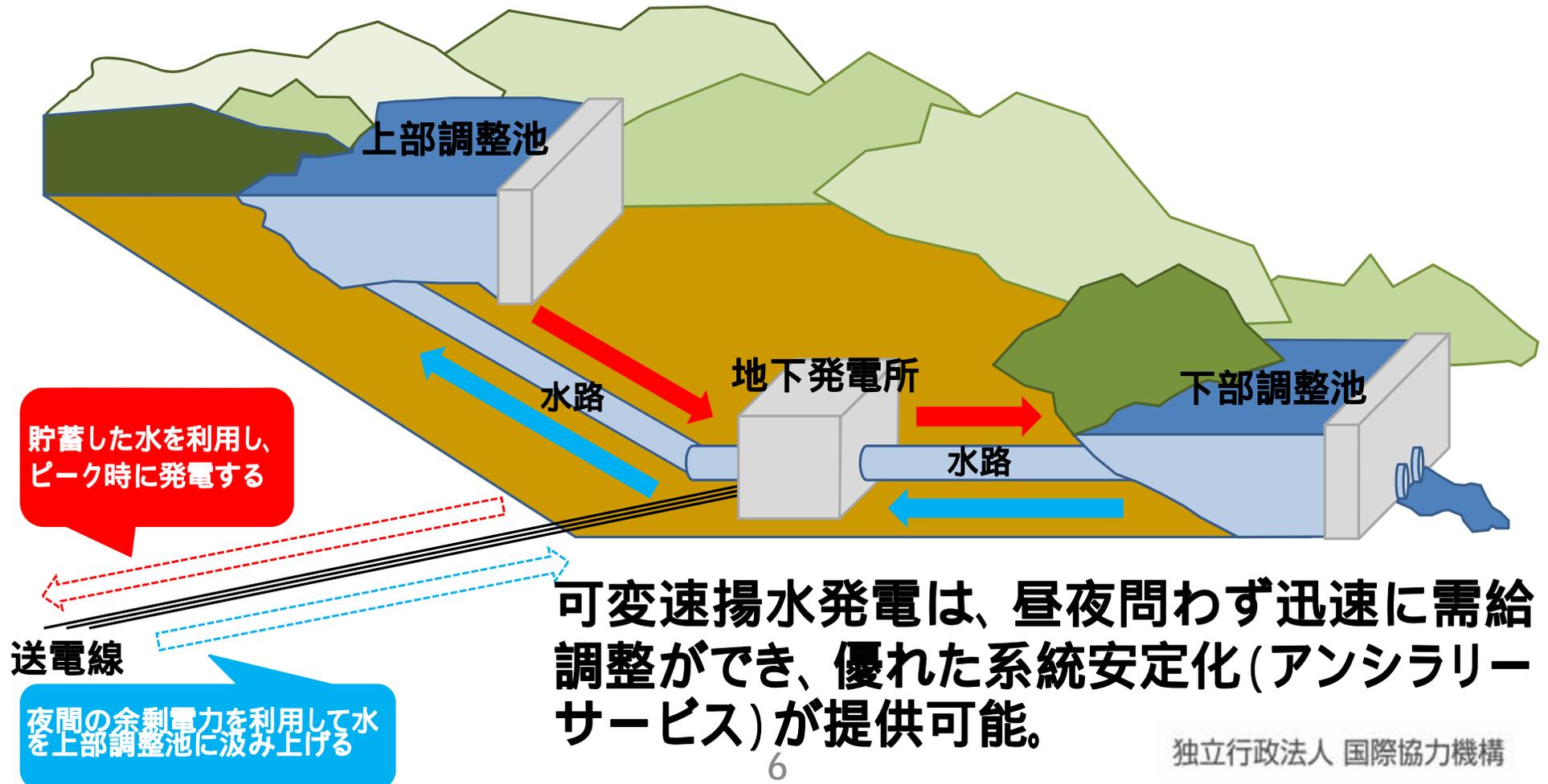
- ✓ 借入人：トルコ政府（The Government of the Republic of Turkey）
- ✓ 事業実施機関：国家水利庁（General Directorate of State Hydraulic Works）
- ✓ 運営・維持管理体制：トルコ発電公社（EUAS）又はトルコ送電公社（TEIAS）を想定（協力準備調査で確認）

(参考) 揚水発電の仕組み

発電時

揚水時

夜間の余剰電力を用いて下部調整池から上部調整池まで発電用水を汲み上げ、多くの電力が必要とされる昼間のピーク時に水を落として発電する。



3 . 調査の概要

< 調査目的 >

- ✓ 事業の目的、概要、事業費、実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、将来的に有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うこと。

< 調査内容 >

1. 背景・経緯の確認
2. 可変速揚水発電の必要性の確認
3. 水文調査、地形・地質調査及び代替比較検討
4. 事業の計画概要策定
5. 系統解析
6. 設備設計の策定
7. 事業実施スケジュールの策定
8. コンサルティング・サービスの実施計画案の策定
9. 事業実施、運営維持管理体制の検討
10. 概略事業費の積算
11. 調達パッケージの検討
12. 環境社会配慮関連手続きの実施
13. F/S作成支援
14. 事業効果の目標設定、算出

4 . 環境社会配慮の概要

< 適用ガイドライン >

- ✓ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）

< カテゴリ分類 >

- ✓ カテゴリ分類：A
- ✓ 分類の根拠：「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）にて掲げる水力発電セクターに該当

< 環境配慮 >

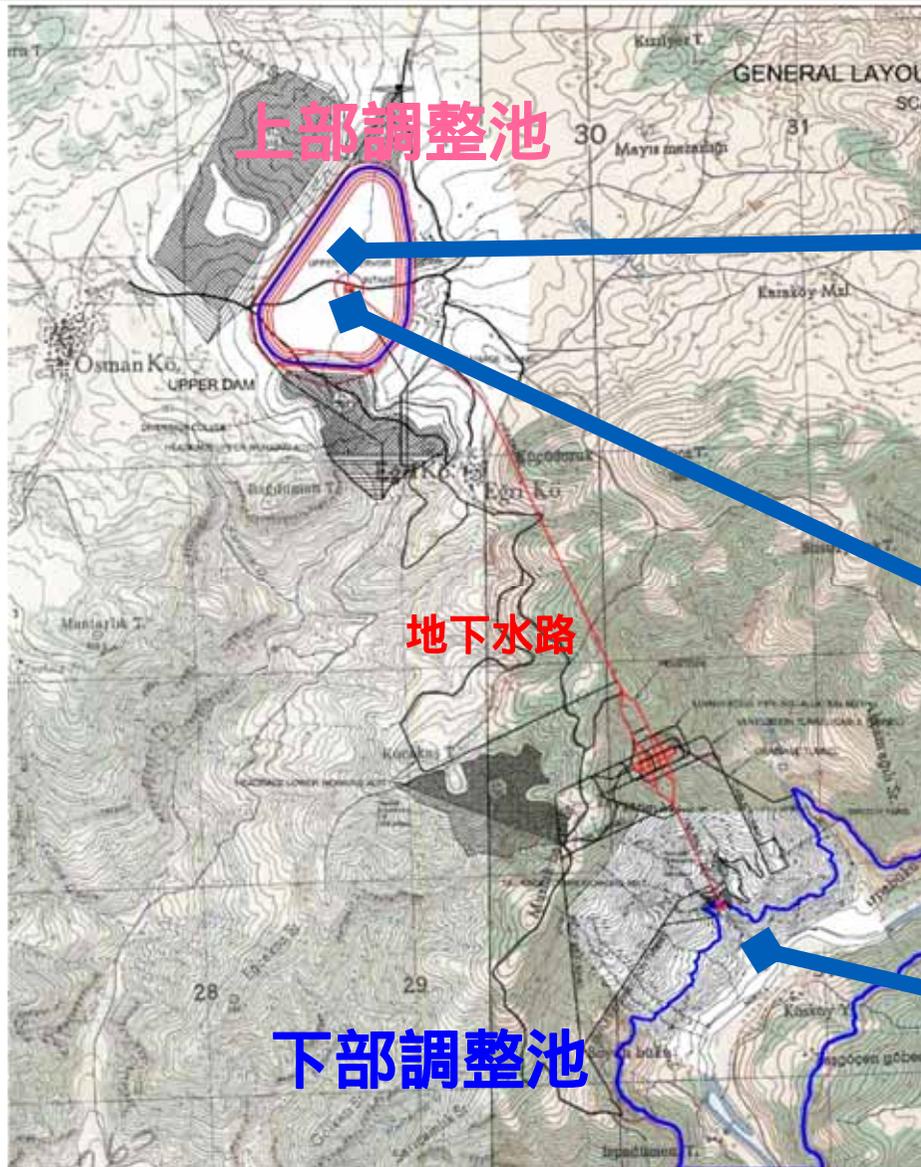
- ✓ 対象地域一帯は、山岳帯とその裾野の盆地で構成。山岳帯にはブナ科等の落葉樹が生育し、盆地には穀物・牧草・地中海性低木林等が作付けされた半自然地域。
- ✓ 既存水力発電所(278MW)のため池を下部調整池として活用する予定であり、河川や調整池周辺に対する影響は全施設新規建設と比して限定的であると考えられる。
- ✓ 過去にJICAが実施した可変速揚水発電技術適用可能性調査(2011年度)によると、保護を必要とする貴重種や固有種の生育・生息は確認されていないが、本調査で再度調査を行う予定。
- ✓ 対象地域一帯の上空が猛禽類（カラフトワシ、カタジロワシ等）の渡りのコースである為、これら猛禽類の飛来行動等については調査する。

4 . 環境社会配慮の概要（続）

< 社会配慮 >

- ✓ 上部調整池候補地周辺には3つの村が存在し、それらの総人口は486名（Kavak：146名、Egri：72名、Osman：268名）。
- ✓ 上部調整池候補地内には、農地・墓（数十基）・セカンドハウス（2戸）等が確認されており、移転の必要性が見込まれる（詳細は協力準備調査で確認）。
- ✓ 上部調整池に近隣するKavak村及びEgri村の住民の生計に直接的・間接的に影響が及ぶ可能性があるところ、生活実態や土地利用状況を調査する。
- ✓ 調査スコーピング案の決定前及び最終報告書確定前を含め、3度現地ステークホルダー協議を行う予定。その中で、現地ステークホルダーと意見交換を行い、協議結果を踏まえ、必要な措置を講じる。

4 . 環境社会配慮の概要 ~ サイト状況 ~



(上部調整池候補地点 / 農地、村落等)



(上部調整池候補地点 / 農地)



(下部調整池候補地点)



5 . スケジュール

項目	2014年												2015年												2016		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
国内作業		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						
現地作業		■			■			■	■	■	■		■			■		■		■		■					
インセプション・レポート																											
インテリム・レポート																											
ドラフト・ファイナル・レポート																											
ファイナル・レポート																											
ステークホルダー協議					■								■						■								
助言委員会 全体会合																											
W/G(スコーピング案)																											
W/G(DFR)																											

インドネシア国
ジャワ高速鉄道開発事業準備調査
(ジャカルタ～バンドン間)
【有償資金協力 協力準備調査】
全体会合



2014年 4月7日

経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第一課



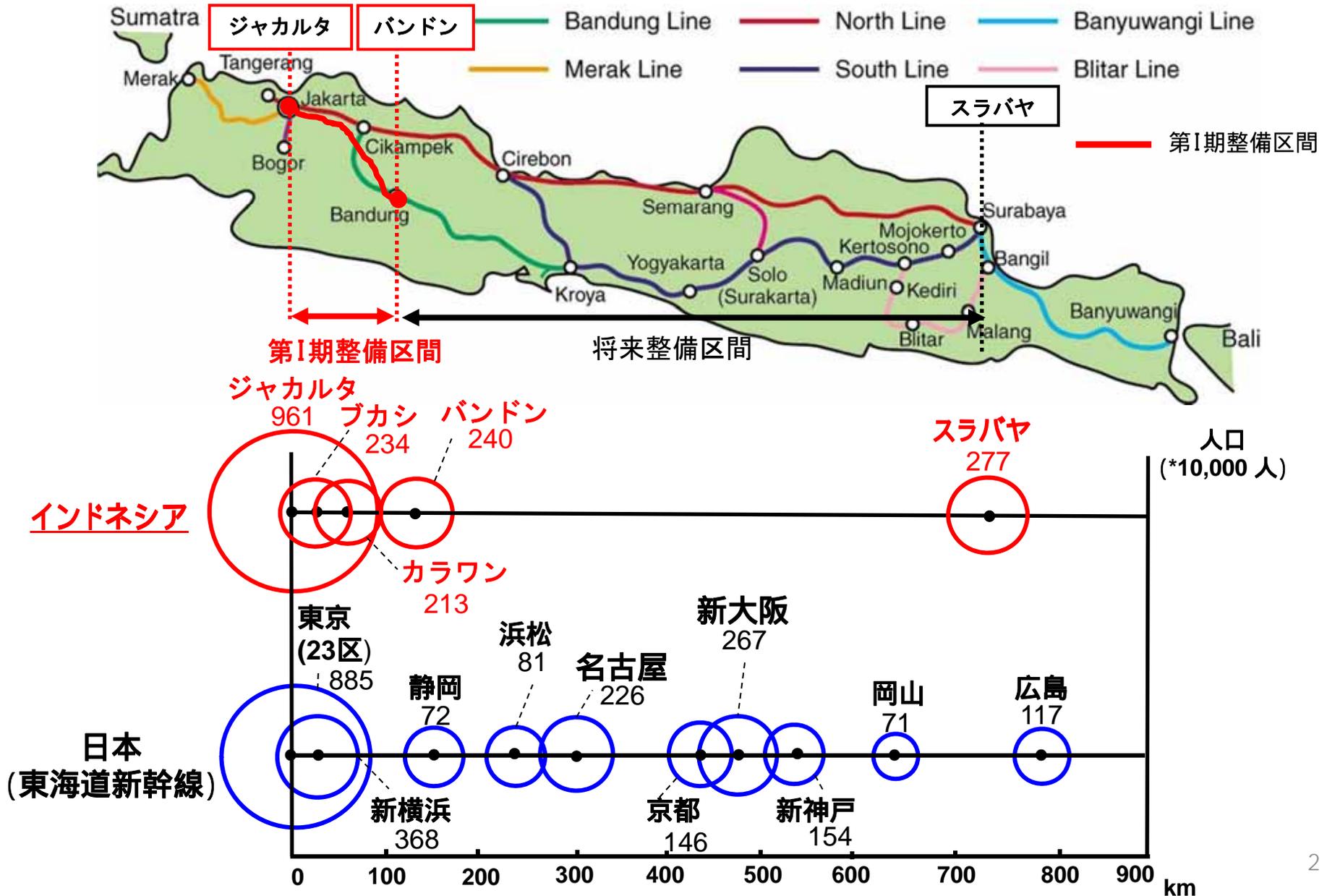
目次

1. 事業の背景
2. 調査全体計画
3. 本プロジェクト対象地域の現況
4. 調査方針と概要
5. 環境社会配慮
6. 調査工程

1. 事業の背景

- インドネシアジャワ島における鉄道運行距離は3,425kmであり、運輸省が策定した「国家鉄道マスタープラン」（2011年4月）では、2030年にジャワ島全体で延べ約8億人／年の鉄道旅客需要を見込んでいる（2012年は約2.5億人。2030年までには現在の約3倍。）
- インドネシア国として、航空、道路との競争において鉄道が適切な輸送分担を担うためには、在来鉄道の改良に加え、高速鉄道の整備に基づく都市間連携のための更なる交通ネットワークの強化検討が急務となっている。
- 「国家鉄道マスタープラン」では、ジャカルタ～スラバヤ間（約733km）の高速鉄道が主要事業の1つとして挙げられているとともに、同高速鉄道事業は日本・インドネシア両国政府で推進している「ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（Metropolitan Priority Area）構想」（以下、MPAと記載。）の運営委員会（第3回（2012年10月））で優先事業の一つに該当している。

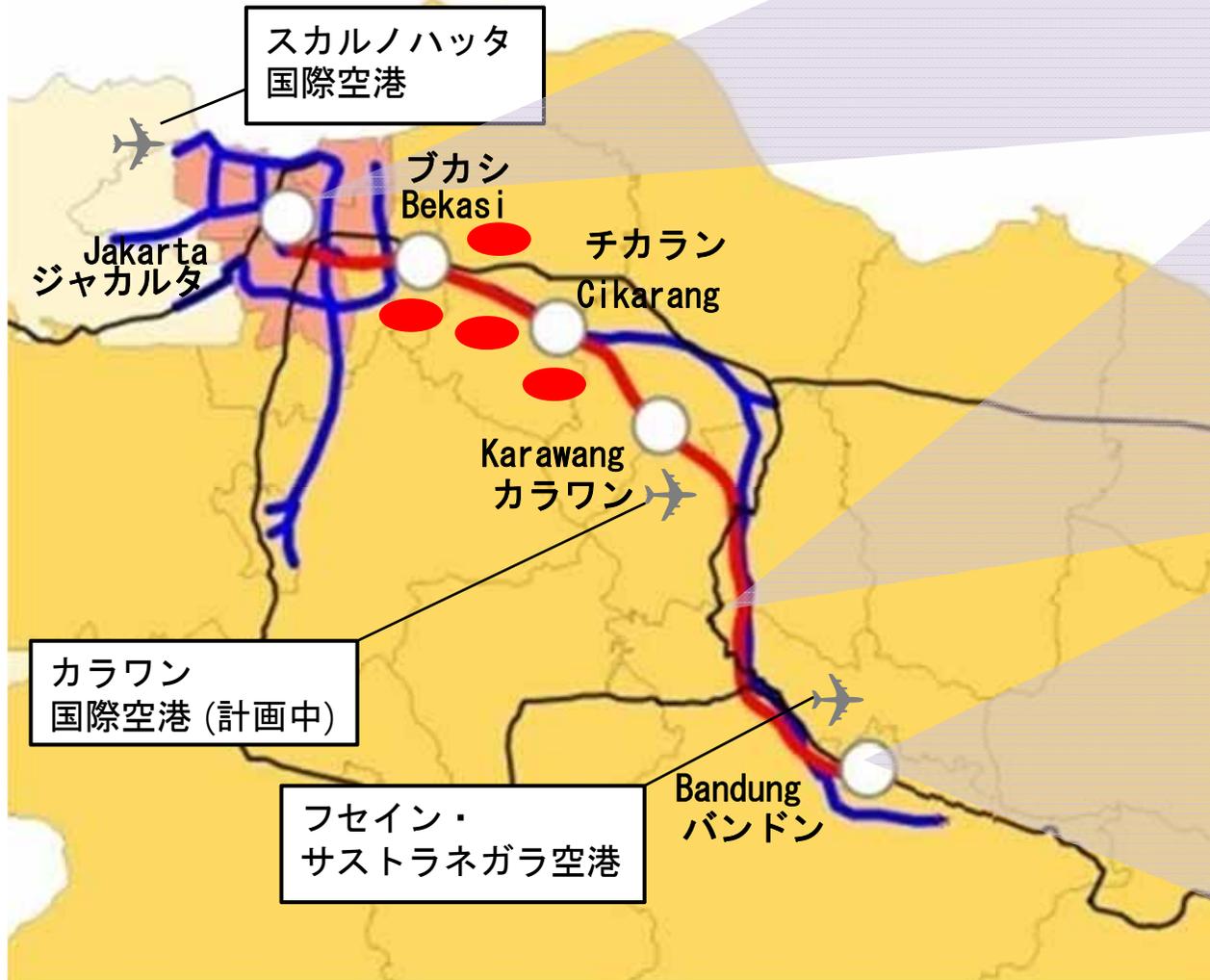
2. 調査全体計画



3. 本プロジェクト対象地域の現況

<凡例>

- 第I期整備区間
- 在来線
- 高速道路
- 工業地帯



4. 調査方針と概要

• Phase分けについて

①インドネシア政府側の意思決定を促す目的にて、ジャカルタ～バンドン間の高速鉄道導入に係る基礎情報収集をPhase I調査として今回実施。

②その後、先方政府の意思決定が確認できた時点で同区間を対象としたPhase II調査に進み、通常の協力準備調査レベルの調査を将来実施する予定。

	全体	環境社会配慮部分
Phase I (基礎情報収集調査)	<ul style="list-style-type: none"> 既存METI F/Sレビュー 各国が保有する高速鉄道技術の整理 	環境社会配慮に係る情報収集 <ul style="list-style-type: none"> 環境社会配慮法令の確認、整理 (用地取得に関する新土地法等)
インドネシア政府内の意思決定確認		
Phase II (ジャカルタ～バンドン間高速鉄道の整備)	<ul style="list-style-type: none"> 概略設計 事業実施体制の検討 概略事業費の算出 実施スケジュール検討 EIA, RAP承認手続き 	<ul style="list-style-type: none"> スコーピング案作成 ステークホルダー協議実施 現地調査実施 EIA, RAP作成

: 本調査
 : 将来調査(予定)

5. 環境社会配慮

- 本調査は尼側の意思決定を促す目的にて高速鉄道導入に係る必要性及び妥当性等の基礎情報を収集する。
- スコーピングや詳細調査等の環境社会配慮に係る具体的な検討は後続の調査 (Phase II) にて実施する。

(1) 助言を求める事項 (Phase II調査)

第1回：環境社会配慮調査のスコーピング案

第一回WG開催時期 2015年第三四半期 (予定)

第2回：環境社会配慮調査のDFR案

第二回WG開催時期 2016年第四四半期 (予定)

(2) カテゴリ分類： A

根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる鉄道セクター及び影響を及ぼしやすい特性(大規模非自発的住民移転)に該当するため。

(3) 適用ガイドライン

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)

5. 環境社会配慮

(4) 環境配慮について

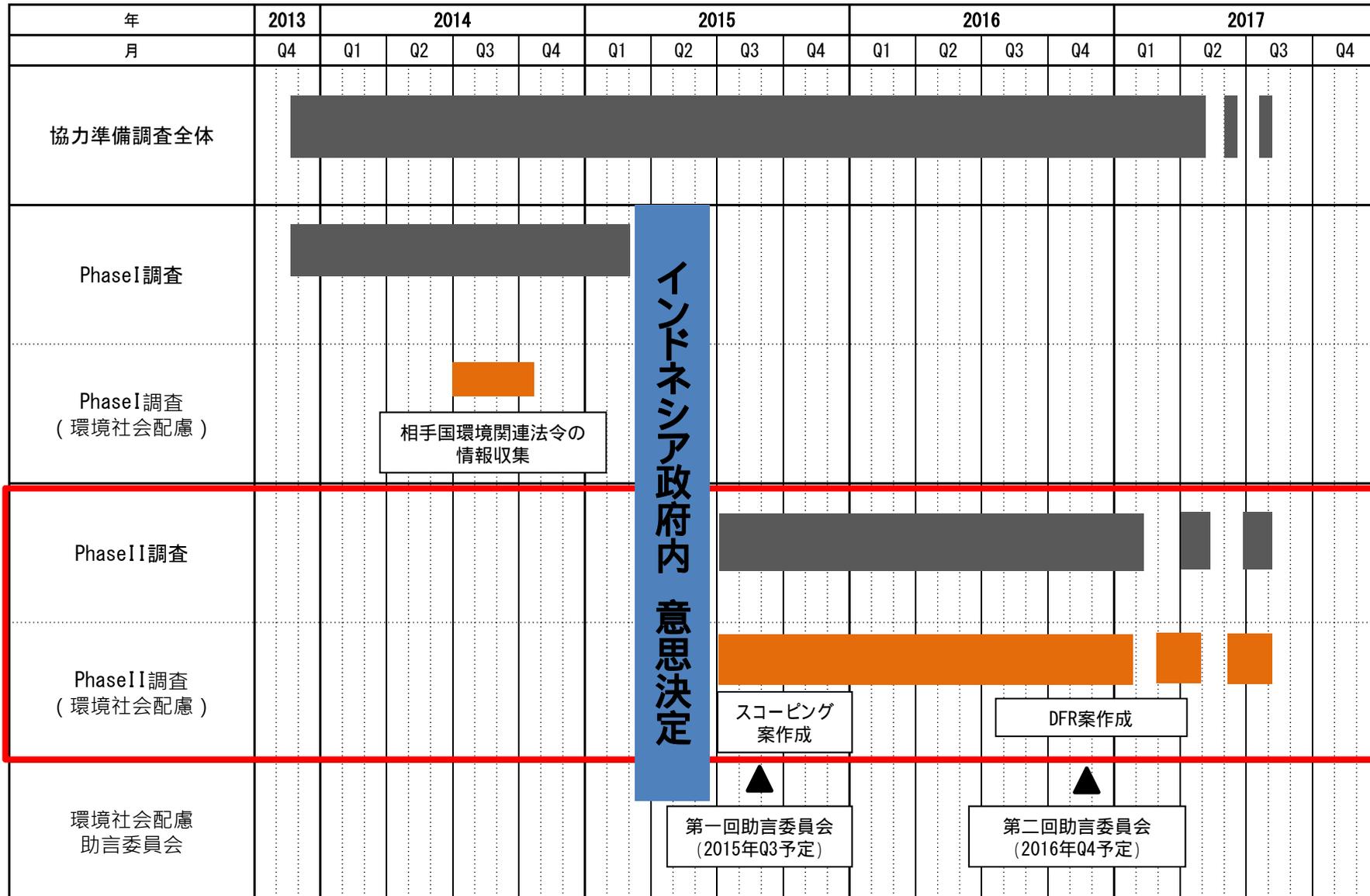
- 本事業については、インドネシア国において環境アセスメント報告書（以下、AMDALと記載。）の作成が必要とされている。

(5) 社会配慮について

- 対象区間には住民移転・用地取得を必要とする箇所が確実に存在するため、インドネシア国における用地取得・住民移転の法制度・他事例を確認のうえ、本体事業開始前までに適切な住民移転・用地取得計画（LARAP）が策定される必要がある。

これらAMDALやLARAPの作成に係る相手国法制度についての情報収集等を本調査において実施し、AMDALやLARAPの作成はフェーズII調査にて行う。

6. 調査工程



: 助言対象調査

国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直しについて(2)

2014年4月7日

独立行政法人国際協力機構
審査部

本日の説明内容

1. 3月全体会合での主な議論
2. 検討課題の整理
3. 助言委員会の体制(案)
4. 当面のスケジュール(案)

3月全体会合での主な議論

【JICAからの説明】

- ガイドラインの規定、「運用面の見直し」の位置づけ、スケジュール、運用上の検討課題例

【委員からの主なご意見】(対応につき次のスライドご参照)

- 事務局が配布した運用に係る資料を整理すべき
- これまで論点になったものについて、事例毎に議論の対立点等を整理すべき
- 「助言委員会の運用」、「海外投融資事業の取扱い」、「国立公園内での事業実施の条件」を検討課題に追加すべき
- 10年以内の「包括的な検討」につなげることを意識して見直しを行うべき

検討課題の整理

【事務局配布資料一覧】

- 別紙1ご参照

【検討課題リスト】

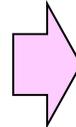
- 別紙2ご参照(整理イメージを含む)
- 追加すべき課題があれば、4月25日(金)までを目途に事務局までメールでお願いしたい
- 同リストに掲載した課題の中から、5年以内の「運用面の見直し」の対象として優先的に検討する課題を特定する予定

助言委員会の体制(案)

検討課題確定(6月)まで

【全体会合】

- 見直しの進め方及び対象とすべき検討課題に係るJICA案について議論



検討作業開始(7月)以降

【全体会合】

- 運用見直しWGの議論の進捗・結果について報告を受領

【運用見直しWG】

- 個別案件を対象とする通常のWGに追加して設置(2015年6月末までの時限的措置)
- ガイドラインの運用面の見直しに係るJICA案について議論
- 会合の公開実施及び議事録の公表については通常のWGと同様

当面のスケジュール(案)

< 3月全体会合時の想定 >

- 開発途上国政府、JICA内、助言委員会へのヒアリング等を通じた検討課題の確定
(~2014年6月)
- 検討作業(2014年7月~2015年3月)
- 検討結果の公表(2015年4月~)

< 主な説明内容(予定) >

【4月全体会合】

- 検討課題例共有・追加依頼
- 検討課題の整理イメージ
- 当面のスケジュール案
- 助言委員会の体制案

【5月全体会合】

- 検討課題整理結果(暫定)

【6月全体会合】

- JICA内ヒアリング結果
- 検討課題整理結果(優先課題の特定含む)
- 助言委員会設置要項改訂案
- (開発途上国政府アンケート結果)

【7月全体会合】

- 運用見直しWG主査・構成委員選任
- 検討作業の進め方
- (開発途上国政府アンケート結果)

(参考) ガイドラインの規定

2.10

1. (略)

2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行う。また、本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。

3. 本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる。

< 事務局配布資料一覧 >

日時	回	資料名(印は重複配布資料)
2010/7/9	第1回	・委員名簿 ・朝日新聞、日経新聞の記事を基に、原科教授より「環境社会配慮助言委員会への期待」について説明 ・村山委員より「JICA環境社会配慮審査会の経験と課題」 ・環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安() ・環境レビュー前後における業務フローについて() ・助言委員会の運営概要() ・環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針
2010/8/2	第2回	・助言委員会に係る問題点と改善案(案) ・助言委員会の運営概要(2010年8月2日) ・環境レビュー前後における業務フローについて() ・JICA環境社会配慮ガイドライン助言委員会全体会合日程(案)について ・環境社会配慮助言委員会グループ分け(案)
2010/9/3	第3回	・環境社会配慮助言委員会全体会合およびワーキンググループ(WG)会合運営における改善案 ・助言委員会の運営概要(変更案) ・JICA環境社会配慮助言委員会における助言の範囲について()
2010/10/4	第4回	・審査部の所掌業務等 ・JICA環境社会配慮助言委員会における助言の範囲について()
2010/10/22	第5回	・JICA環境社会配慮助言委員会における助言の範囲について() ・環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安()
2010/11/5	第6回	・協力準備調査(PPPインフラ事業)の取扱いについて(案)() ・「商業上等の秘密」の該当事項(例)() ・協力準備調査(PPPインフラ事業)について()
2010/12/6	第7回	・モラガハカンダ開発事業 ガイドラインにおける生態系 および生物相に関する考え方と本案件に関する判断について ・モラガハカンダ開発事業に関連する自然保護区、国立公園等
2011/1/7	第8回	なし
2011/2/7	第9回	・ウガンダ国水力開発マスタープランのWG委員会で討議に参加して感じたこと(石田委員)
2011/3/4	第10回	・ウガンダ国水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト(開発調査)DFR助言24番に対する説明() ・環境社会配慮助言委員会の運営に係る見直し事項(案)
2011/4/1	第11回	・ウガンダ国水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト(開発調査)DFR助言24番に対する説明() ・ウガンダ国「水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト」 アヤゴ水力発電所フィージビリティ調査実施について(満田委員)
2011/5/13	第12回	・協力準備調査(PPPインフラ事業)に関する補足資料 ・協力準備調査(PPPインフラ事業)の取扱いについて(案)() ・「商業上等の秘密」の該当事項(例)() ・協力準備調査(PPPインフラ事業)について() ・2010年12月6日開催助言委員会第七回全体会合 スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」に係る質問に対する回答
2011/6/6	第13回	・バングラデシュ国ダッカ都市交通網整備事業準備調査(フェーズ2)における 鉄道路線の線形変更に関する報告 ・WGにおける助言確定を行うためのメール配布先及び送付手順について(案)
2011/7/1	第14回	なし
2011/8/1	第15回	・不開示情報に関するワーキンググループ(WG)の開催方法について ・環境社会配慮助言委員補充とWGの効率化について ・協力準備調査に関する環境社会配慮助言委員会の運用目安の改訂について(案) ・環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安() ・協力準備調査の助言時期(概念図)()
2011/9/2	第16回	・環境社会配慮助言委員補充とWGの効率化について(2011年9月2日) ・協力準備調査に関する環境社会配慮助言委員会の運用目安の改訂について(修正版) ・環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安() ・協力準備調査の助言時期(概念図)()
2011/10/3	第17回	・JICA環境社会配慮の環境レビュー段階における助言委員会WG会合の実施について ・JICA環境社会配慮助言委員の補充にかかる選考結果について ・「環境社会配慮助言委員会運営にかかる共有事項」に関する質問と対応について
2011/11/4	第18回	なし
2011/12/5	第19回	・JICA環境社会配慮ガイドライン上「緊急時の措置」を適用する案件の報告 ・JICA環境社会配慮の環境レビュー段階における助言委員会WG会合の実施について(2011年12月5日)
2012/1/13	第20回	・JICA環境社会配慮ガイドライン上「緊急時の措置」を適用する案件の報告(2012年1月13日) ・JICA環境社会配慮の環境レビュー段階における助言委員会WG会合の実施について(2011年12月19日)
2012/2/6	第21回	なし
2012/3/2	第22回	・JICA環境社会配慮ガイドライン上「緊急時の措置」を適用する案件の報告(2012年3月2日)3件
2012/4/9	第23回	・国際協力機構(JICA)環境社会配慮助言委員の募集について
2012/5/11	第24回	なし
2012/6/4	第25回	・ウガンダ国アヤゴ水力発電所整備事業準備調査(概要) ・助言委員会第25回全体会合ウガンダ国:アヤゴ水力発電所整備事業F/S ・アヤゴ水力発電所整備事業準備調査に関するコメント (ガイドラインの自然保護地域の解釈について)(福田委員)

2012/7/6	第26回	・「助言案について」(ウ国アヤゴ案件WG主査石田委員) ・ウガンダ国アヤゴ水力発電所整備事業準備調査についての意見(満田委員)
2012/8/6	第27回	・環境社会配慮助言委員名簿(2012年7月9日) ・ウガンダ国アヤゴダム事業に関する資料メモ(作本委員) ・7月31日付作本委員から村山委員長及び石田主査宛メールに関する補足情報 ・環境社会配慮助言委員会運営にかかる共有事項(2012年8月6日)
2012/9/7	第28回	なし
2012/10/1	第29回	なし
2012/11/2	第30回	なし
2012/12/3	第31回	なし
2013/1/11	第32回	なし
2013/2/4	第33回	なし
2013/3/1	第34回	なし
2013/4/1	第35回	・ウガンダ国アヤゴ水力発電所整備事業準備調査環境社会配慮助言委員視察ミッション概要報告 ・「ウガンダ国アヤゴ水力発電所整備事業準備調査環境社会配慮助言委員視察ミッション 所感報告」 (石田委員、二宮委員、日比委員、米田委員) ・ミャンマー国ティラワ関連事業について() ・ティラワ経済特別区(SEZ)開発事業 (メコン・ウォッチ) ・ビルマ(ミャンマー)・ティラワ経済特別区(SEZ)開発事業、 および、同ティラワSEZ関連事業に関する緊急要請書(メコン・ウォッチ)
2013/5/10	第36回	・ミャンマー国ティラワ関連事業について() ・ティラワ経済特別区(SEZ)の概要 ・ミャンマー国「ティラワ地区インフラ開発事業」に係る環境社会配慮事項(別紙) ・不可分一体事業
2013/7/5	第37回	なし
2013/8/5	第38回	なし
2013/9/6	第39回	なし
2013/10/7	第40回	なし
2013/11/1	第41回	なし
2013/12/2	第42回	・ミャンマー連邦共和国ティラワ経済特別区(Class A区域)開発事業と JICA環境社会配慮ガイドラインとの整合性に関する意見(松本委員、満田委員)
2014/1/10	第43回	・スコーピングマトリックスにおける影響評価内容(特に建設中の影響評価内容)について(清水谷委員)
2014/2/3	第44回	なし
2014/3/7	第45回	・国際協力機構環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しについて ・環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集



助言委員会運用に関するもの	個別案件に関するもの(個別案件・案件横断)
環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安	【個別案件】
助言委員会の運営概要	ウガンダ/アヤゴ水力発電所整備事業準備調査
JICA環境社会配慮助言委員会における助言の範囲について	スリランカ/モラガハカンダ開発事業
環境レビュー前後における業務フローについて	ミャンマー/ティラワ経済特別区(SEZ)開発事業
環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針	ミャンマー/ティラワ地区インフラ開発事業
不開示情報に関するワーキンググループ(WG)の開催方法について	【案件横断】
	協力準備調査(PPPインフラ事業)の取扱いについて
	「緊急時の措置」を適用する案件について

環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し
検討課題リスト

2014/4/7時点

項目	GL該当箇所	プロジェクト例	協議時全体会合	助言委員コメント(要旨)	JICAコメント(要旨)	備考
スコーピングにおける影響評価方法	1.3	フィリピン国「クラーク空港高速鉄道事業」(円借款) スリランカ国「新ケラニ橋周辺交通改善事業協力準備調査」(円借款)	第40回全体会合 第41回全体会合 第43回全体会合	・スコーピングについては、共通フォーマットを作成してはどうか。同フォーマットは、影響の規模範囲(局所的・小規模・中規模・グローバルな影響)及び、影響の時間的範囲(短期間の影響・長期的・永久的・不透明)がわかるようなコラムを設けてはどうか。	・スコーピングについては、工事前、工事中、供用後という表現ではなく、例えば土地取得による影響、工事実施による影響、というように、期間ではなく行為そのものに由来する影響という表現にする。 ・日本及び各国で多く行われている事例を参考にしたい。	
「不可分一体の事業」の解釈	2.3 別紙1	ミャンマー国「ティラワ地区インフラ開発事業」(円借款)	第35回全体会合 第36回全体会合	・関連する開発事業についても、JICA事業の不可分一体の事業とみなし、十分な環境社会配慮を行うべき。 ・不可分一体の事業の影響を考慮に入れてJICA事業の環境カテゴリを決めるべき。	・JICAはIFCの「不可分一体事業の定義」を準用し、「仮にJICA事業がなければその関連事業が建設される或いは拡張されることはなく」且つ「その関連事業がない場合にはJICA事業は実行可能性がないと考えられる」という2つの条件を満たした場合に、当該関連事業を不可分一体の事業と判断している。 ・仮に関連事業がJICA事業と不可分一体と判断されたとしても、あくまでJICA事業の影響度合いをもってカテゴリ分類を行う。不可分一体の関連事業の影響の大きさで、JICA事業のカテゴリが変更になることはない。ただし、関連事業が不可分一体事業となった場合、必要に応じて先方政府に申し入れを行う方針を取っている。	
E/S借款の環境レビュー	3.2.1 (5)	スリランカ国「モラガハカンドンダ開発事業」(円借款) モンゴル国「ウランバートル地下鉄建設事業」(円借款)	第7回全体会合 第40回全体会合	・E/S借款供与中にEIA・RAPを作成することの是非は如何。 ・EIA・RAPを作成する場合には、その間にDFR段階のWGを実施するべき。	・E/S借款供与中にEIA・RAPを作成した例について確認する。	
PPP FS(海外投融資スキーム)のガイドラインでの取扱い	1.7					
ファストトラックの取扱い(「緊急時の措置」の該当要件)	1.8					
「派生的・二次的な影響、累積的影響」の解釈	2.3 別紙1					
環境社会配慮における気候変動の取り扱い	2.3 別紙1					
「B案件のうち必要な案件」の助言の対応方法	2.7					
「重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化」の解釈	別紙1					
国立公園内の事業実施の可否及び条件	別紙3					